

参 考 資 料

資料 1 : 用語に関する説明

資料 2 : 菊川市行財政改革推進組織体系図

資料 3 : 策定経緯

資料1：用語に関する説明

* 1 三位一体改革

(1)国庫補助負担金の廃止・縮減、(2)地方交付税の見直し、(3)地方への税源移譲の3つを一体で行うもの。

平成15年6月27日に閣議決定された小泉内閣の「骨太の方針」で、その内容が示された。

* 2 地方交付税

各地方公共団体は、その地域の経済状況などによって、財政力に違いがある。そこで、地域ごとの住民に対する公共サービスに格差が生じないように、国が各地方公共団体の財源不足を埋め、地方公共団体間の財政力の差を調整するために国税5税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合を地方へ配分するお金のこと。

* 3 財政調整基金

予期しない収入減や不測の支出増加に備え、財源の余裕がある年度に積み立てておく基金。

* 4 起債

地方自治体が、道路や施設の建設などによる歳入不足を補うため、政府や民間の金融機関などから資金を借入れること。

* 5 協働

住民・行政・企業など複数の主体が、対等な立場でそれぞれの特性を認め合い、活かし合いながら、地域の課題解決など共通の目的に向け、連携・協力していく関係。

* 6 市民満足度

道路、福祉、教育、公園、医療、環境など行政が市民に提供するサービスに対して、市民が実感する満足の度合。

* 7 自主財源

地方公共団体が自主的に収入しうるお金のことを言い、市税、使用料等が該当する。

*** 8 依存財源**

国や県などから支出されるお金のことを言い、国庫支出金、県出金、地方交付税交付金や、借入金である市債などが該当する。

*** 9 投資的経費**

道路や公園など将来にわたる資産形成のための工事費や用地取得費などのこと。

*** 10 公債費**

地方公共団体が借り入れたお金の返済金。

*** 11 扶助費**

社会保障制度の一環として、児童、老人、生活困窮者を援助するための経費。

*** 12 特別会計**

特定の事業を行う場合又は特定の収入で事業を行う場合に、経理を他の会計と区分する必要があるため、法律や条例に基づいて設置するもので、本市の特別会計には、国民健康保険・老人保健・介護保険・下水道特別会計がある。

*** 13 繰出金**

特別会計として独立させている事業へ不足する額又は一定割合分を一般会計から繰出すお金のこと。

*** 14 行政評価**

行政活動(市役所で行う仕事)を一定の基準・視点にしたがって定期的に評価し、そこで得られた評価情報を次の計画立案や、事業改善へと反映させていくこと。

*** 15 成果主義**

目標設定の仕組みを整えた上で、人事評価の際に、仕事における結果やそこに至る過程を重視すること。

*** 16 能力主義**

人の能力の高さを重視した人事評価を行うこと。

*** 17 人事考課制度**

仕事の成果とそのプロセスを評価するもので個人の能力をどれだけ発揮したかを評価するもの。

***18 コミュニティ協議会**

コミュニティとは、いま暮らしている地域を良くしようという人々の活動によって生み出される生活の場である。コミュニティを豊かにするために、市民自らが地域の課題を解決して住みよい地域環境を創造しようとする様々な活動がコミュニティ活動であり、本市では、地区単位で設置されるコミュニティ活動の中心となる組織がコミュニティ協議会。

***19 地域担当係員制度**

本市では、地域づくりを推進する上で必要となる情報の提供やアドバイス等をする担当者を地域担当係員と位置付け、今後設置に向けてその役割、設置方法等について十分な検討を行った上で決定することとしている。

***20 情報公開制度**

市民の「知る権利」を保障するため市が保有している情報を広く公開・提供する制度。

***21 個人情報保護制度**

市が保有している個人情報を保護し、適正に取り扱うためのルールを定めた制度。

***22 地域福祉計画**

地域住民相互の助け合いや地域と行政との協働による福祉活動の推進のために実施する施策を定めた計画。

***23 地方公営企業**

県や市町村といった地方公共団体が経営する企業で、地方公共団体と同様に公共の福祉の増進を目的としているが、事業に必要な経費については、税金ではなく、原則として受益者からの料金収入によって賄われる。本市では、水道・病院・下水道が該当する。

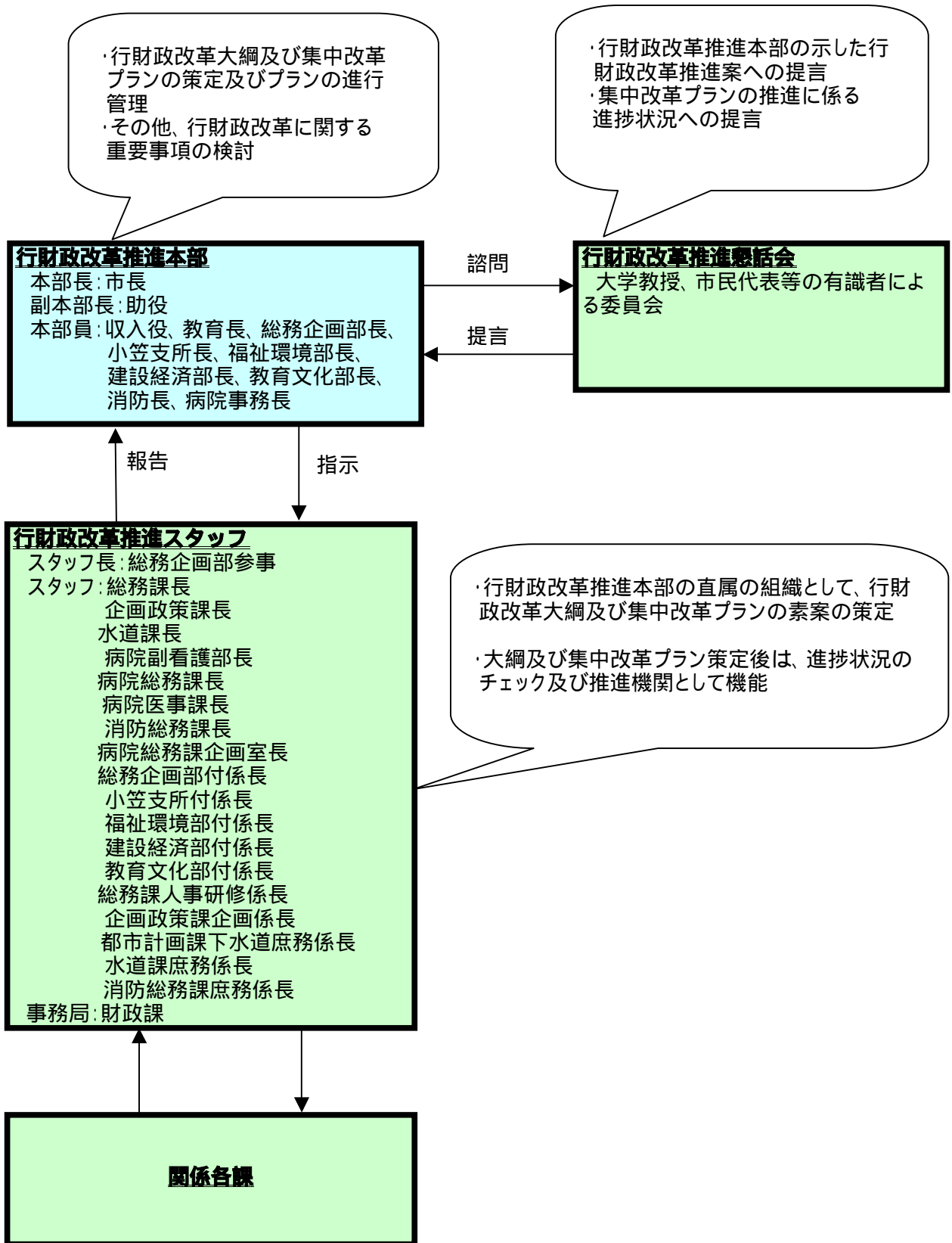
***24 第三セクター**

地方公共団体（第一セクター）と民間事業者（第二セクター）との共同出資で設立された法人。本市には、(有)菊川生活環境センターがある。

***25 都市計画税**

都市計画事業または、土地区画整理事業に要する費用にあてるために目的税として土地、家屋に課税されるもの。本市では、旧菊川町の都市計画区域内の用途地域を対象として課税している。

資料2：菊川市行財政改革推進組織体系図



資料3：策定経緯

年月日	会議名等
平成 17 年 4 月 1 日	財政課行財政改革係発足
5 月 25 日	第 1 回行財政改革推進スタッフ会議
6 月 6 日	第 2 回行財政改革推進スタッフ会議
6 月 15 日	第 3 回行財政改革推進スタッフ会議
6 月 17 日	第 1 回行財政改革推進本部会議
7 月 8 日	第 1 回行財政改革推進懇話会
7 月 20 日	関係課係長会議
8 月 29 日	行財政改革推進懇話会正副会長会議
8 月 30 日	第 4 回行財政改革推進スタッフ会議
9 月 14 日	第 5 回行財政改革推進スタッフ会議
9 月 16 日	第 2 回行財政改革推進本部会議
9 月 30 日	第 2 回行財政改革推進懇話会
10 月 4 日～7 日	関係課ヒアリング
10 月 13 日	第 6 回行財政改革推進スタッフ会議
10 月 19 日	第 3 回行財政改革推進本部会議
10 月 24 日	行財政改革推進懇話会正副会長会議
10 月 25 日	第 3 回行財政改革推進懇話会
11 月 7 日	第 7 回行財政改革推進スタッフ会議
11 月 10 日	第 4 回行財政改革推進本部会議
11 月 10 日	行財政改革推進懇話会正副会長会議
11 月 16 日	第 4 回行財政改革推進懇話会
12 月 6 日	第 8 回行財政改革推進スタッフ会議
12 月 16 日	第 5 回行財政改革推進本部会議
12 月 20 日	行財政改革推進懇話会正副会長会議
12 月 22 日	第 5 回行財政改革推進懇話会
平成 18 年 1 月 30 日	行財政改革推進懇話会より市長へ提言
2 月 3 日	第 9 回行財政改革推進スタッフ会議
2 月 10 日	第 6 回行財政改革推進本部会議
2 月 28 日	第 7 回行財政改革推進本部会議